

四万十町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次四万十町環境基本計画に基づき地球温暖化の防止及び災害時のエネルギー確保が可能な再生可能エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池設備又はV2H充放電設備（以下「発電設備等」という。）を設置する者に対し、四万十町太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自らが町内に居住若しくは居住を予定している住宅又は当該住宅が存する敷地内（以下「住宅等」という。）に発電設備等を導入し、発電した電力を住宅において消費する者。ただし、既に当該住宅に太陽光発電設備又は蓄電池設備等（V2H充放電設備を含む。以下同じ。）を導入しており、導入していない太陽光発電設備又は蓄電池設備等を導入する場合についても補助対象とする。
- (2) 第7条に規定する実績報告をする日において、本町の住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 県税及び町税等を滞納していないこと。
- (4) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (5) 県及び町からの交付金、補助金及び助成金等の不正受給をしていないこと。

(補助対象設備及び補助率)

第3条 補助対象設備及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、発電設備等に係る設置工事の着工前に、交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 発電設備等を設置しようとする住宅の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 自己所有でない住宅等に発電設備等を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾書
- (5) 太陽光発電設備又は蓄電池設備等のみの申請の場合は、既に導入している発電設備等が分かる書類の写し

(6) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第6条 補助事業者は、申請した補助事業の内容について変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、あらかじめ計画変更（廃止）届（様式第3号。以下「変更等届」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更等届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、計画変更承認決定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、1月末日までに補助事業を完了させることが困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度に属する1月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し

(3) 発電設備等の設置状況が確認できる写真（太陽電池モジュール及び蓄電池設備等の設置状況、インバータ、接続箱等の写真）

(4) 発電設備等の設置費に係る領収書の写し

(5) 施工業者のしゅん工検査の試験記録の写し

(6) その他町長が必要とする書類

(現場検査)

第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査する際に、必要に応じて現場検査を行うものとする。

(補助金の確定)

第9条 町長は、第7条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助事業者の請求により、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得し

た財産については、補助事業完了後においても補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金に係る法令、規則又は要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(協力)

第14条 町長は、補助事業者に対し、電力量のデータの提供及び災害時には必要に応じて電力の活用協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第38号)

この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象設備	補助対象要件	補助率及び補助金額
1 住宅用太陽光発電設備	以下の要件を全て満たしているもの ア 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けたもの、又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保されているもの ウ 新設する未使用品であるもの エ 補助金の交付決定日以降に着工するもの オ その他設置に関して法令等に適合しているもの	設備を構成する「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」のいずれか低い方（kw表示の小数点以下2桁未満切捨て）に補助金額として4万円／kwを乗じた額以内とし、20万円を限度とする。
2 住宅用蓄電池等設備 申請者ごとに、右記（1）又は（2）どちらか一方のみを利用できるものとする。	（1）住宅用蓄電池設備 以下の要件を全て満たしているもの ア 定置用のもの イ 太陽光発電設備により発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの	蓄電容量（kwh表示の小数点以下2桁未満切捨て）に補助金額として4万円／kwhを乗じた額以内とし、40万円を限度とする。

	ウ 日本産業規格（J I S）若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもの エ 新設する未使用品であるもの オ 補助金の交付決定日以降に着工するもの カ その他設置に関して法令等に適合しているもの	
	（２）V 2 H 充放電設備 （１）にかかる要件全てを満たしたうえで、一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV 2 H充放電設備補助金（令和４年度補正・令和５年度補助金）の補助対象設備であるもの ※なお、今後一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。	次に掲げる金額のいずれか少ない方とし、30万円を限度とする。 ①一般社団法人次世代自動車振興センターが行うV 2 H充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額（補助率1／2分）に0.4を乗じた金額 ②V 2 H充放電設備の機器の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額

注１．補助金額は、補助事業者が設置する太陽光発電設備及び蓄電池設備等の設置に対する補助金額の合計額とする。

注２．上記により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。